

江津市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、法令に特別の定めがあるもののほか、市が施行する公共工事に係る検査について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、請負により執行する工事に係る次の検査とする。

- (1) 竣工検査 江津市財務規則（昭和45年規則第204号。以下「財務規則」という。）第120条第1項の規定による検査で、工事について行うものをいう。
- (2) 部分使用検査 工事の一部が完了した場合において、当該完成部分を使用するための検査をいう。
- (3) 物件購入検査 財務規則第120条第1項の規定による検査で工事に要する機械器具、資材等物件の購入に際し行うものをいう。
- (4) 出来形検査 財務規則第123条第1項及び第2項の規定による部分払いのための検査をいう。
- (5) 中間検査 工事の施工の途中において行う検査（部分使用検査及び出来形検査を除く。）をいう。

(検査員)

第3条 市長は、前条に規定する検査を行わせるため、江津市公共工事検査員（以下「検査員」という。）を任命する。

- 2 検査員は、検査を行う場合においては、江津市公共工事検査員証（様式第1号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(竣工検査)

第4条 竣工検査は、市長が指定する検査員が行う。

- 2 検査員は、竣工検査を、契約書、設計書、図面、仕様書等に適合しているかどうか工事現場において厳正に行わなければならない。

(関係者の立会い)

第5条 請負者、その現場代理人若しくは主任技術者（以下「請負者等」という。）又は関係職員は、竣工検査に立ち会わなければならない。ただし、これらの者の立会がなくても竣工検査の実施を妨げない。

(検査員の質問権)

第6条 検査員は、竣工検査の実施のために必要がある場合においては、請負者等又は関係職員に質問し、当該工事に関する資料を提出させることができる。

(検査のための工作物の取り壊し)

第7条 検査員は、竣工検査の実施のため必要がある場合においては、当該工事に係る工作物の一部を取り壊すことができる。

(竣工検査後の措置)

第8条 検査員は、竣工検査を実施した結果、当該工事の施工が契約の内容に適合すると認めるときは、当該工事の請負者に竣工検査済証(様式第2号)を交付するとともに、当該竣工検査の結果を竣工検査復命書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

第9条 検査員は、竣工検査を実施した結果、当該工事の施工が契約の内容に適合しないと認めたときは、当該工事の請負者に対して、手直し工事指示書(様式第4号)によりその補修又は改造(以下「手直し工事」という。)を請求するとともに、当該工事請負者から請書を徴しなければならない。

2 検査員は、前項の請求をする場合において、手直し工事のための工法が2以上あって、そのいずれの工法によるべきかの選定に著しい困難があると認められるときは、その選定について市長の指示を求め、その指示に基づき、前項の請求をしなければならない。

3 第1項の場合においては、検査員は、竣工検査の結果を竣工検査復命書に手直し工事指示書の写し及び同項の請書を添えて、市長に報告しなければならない。

第10条 請負者は、前条第1項の請求があった場合においては、すみやかに手直し工事指示書に従い、手直し工事を施工しなければならない。

2 請負者は手直し工事を完了したときは、手直し工事完了届け(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(手直し工事についての竣工検査)

第11条 前条第2項の手直し工事完了届けが提出されたときは、14日以内に当該手直し工事について竣工検査を行う。

(部分使用検査)

第12条 部分使用検査は、工事の一部が完成した場合において、当該完成部分を使用しようとするときに、市長が指定する検査員が当該完成部分について行う。

2 前項の部分使用検査については、第4条から第11条までの規定を準用する。

(物件購入検査の実施)

第13条 物件購入検査については、第4条から第11条までの規定を準用する。

(出来形検査の実施)

第14条 出来形検査については、第4条第1項及び第6条の規定を準用する。

(出来形検査後の措置)

第15条 検査員は、出来形検査を実施したときは、速やかにその結果を出来形検査復命書(様式第7号)により、市長に報告しなければならない。

(中間検査の実施)

第16条 中間検査は、工事の施工の途中において随時市長の指定する検査員が行う。

2 第4条第2項、第6条及び第7条の規定は、前項の中間検査について準用する。

(中間検査後の措置)

第17条 検査員は、中間検査を実施した結果、当該工事の施工が契約の内容に適合して行われていると認めるときには、その結果を中間検査復命書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

第18条 検査員が中間検査を実施した結果、当該工事の施工が契約の内容に適合して行われていないと認める場合においては、第9条の規定を準用する。この場合においては、同条第3項中「竣工検査復命書」とあるのは「中間検査復命書」とする。

(補則)

第19条 市の直営により執行する工事に係る検査については、請負により執行する工事に係る検査の例によるものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。